

安曇野市教育委員会 12月定例会会議録

日時；平成26年12月24日（水）午後2時

場所；県安曇野庁舎 第4会議室

出席者

教育委員：委員長 唐木博夫、職務代理者 宮澤豊弘、委員 内田洋子、教育長 橋渡勝也

事務局：教育部長 北條英明、学校教育課長 古幡彰、生涯学習課長 蓮井昭夫、文化課長
那須野雅好、図書館交流課長 赤羽篤、学校教育課教育指導員 池田安宏

書記：学校教育課教育総務係長 水谷一郎、教育総務係 宮下果奈

◎開 会

教育部長 どうもお疲れさまでございます。

それでは、ただいまから安曇野市教育委員会の12月定例会を開会いたします。

◎教育委員長挨拶

教育部長 唐木教育委員長からご挨拶をお願いいたします。

委員長 [委員長あいさつ]

◎発議による非公開案件の決定について

委員長 では、続けて協議に入りたいと思います。

最初に、会議の公開・非公開についてお願いいたします。

教育委員会会議については、地方教育行政法第13条の6項によって会議は公開するという
ことになっていますが、人事に関する案件、またはその他の件について、委員長または委員
の発議により出席委員の3分の2以上により議決した時は、これを公開しないことができ
るとされております。

本日の議案ですが、協議議案については全て公開、それから報告事項について、(6)の児童生徒の区域外通学者、それから(7)教育長報告については、個人に関する情報で特定の個人が識別または識別されうるものということで、個人情報の保護の観点から非公開ということにしたいと思います。

このことについてご意見、ご質問などありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、報告事項(6)平成26年度児童生徒の区域外通学者について、それから(7)教育長報告について、非公開とすることにしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

委員長 それでは、そのようにしたいと思います。

協議に入る前に、10月の定例会、それから第4回臨時会の会議録が配られていると思います。発言の趣旨や字句などで修正すべきところがあれば、事務局に申し出ていただきたいと思います。

それでは協議に入りますが、本日は定例会の後、表敬訪問の都合がありまして、16時ぐらいには終了させたいと思いますので、ご協力よろしくをお願いいたします。

◎協議議案第1号 学校給食費の見直しについて

議案説明 学校教育課長

議案要旨 給食費の見直しの2案を学校給食センター運営委員会へ諮問した結果、第1案が適当として答申されたことについて、資料により具体的な説明。

委員長 今説明がありましたが、この答申を受けて良いかどうかという提案があります。

まず、質問、ご意見等お願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、異議がありませんので、この答申を受けて、今後の事務について進めていただくということをお願いしたいと思いますので、このように進めてください。

◎協議議案第2号 安曇野市人権教育指導員の任命について

議案説明 生涯学習課長

議案要旨 前任者の死亡に伴い、設置規則により新しい人権教育指導員を任命することについて、資料により説明。

委員長 今、前任者の死亡に伴い、安曇野市人権教育指導員を新たに任命するということになります。真々部区であります。このことについて質問、ご意見等ありますでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 それでは、提案のように本山さんに任命するという事で異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 では、異議なしということで、これで進めていただきたいと思います。

学校教育課長 委員長、一点訂正をお願いします。

学校教育課、古幡です。

先ほどの学校給食費の見直しについての1ページでございますが、要旨、説明のところが12月14日となっております。申し訳ありません、これは4日の間違いでございますので、要旨並びに説明のところ、「14日」を「4日」ということで訂正をお願いします。

以上です。

委員長 では、訂正をお願いいたします。

◎協議議案第3号 安曇野市公民館条例の改正について

議案説明 生涯学習課長

議案要旨 公民館条例の内容を再検証し条文を整理したり、他の教育委員会施設との利用時間等の整合を図ったりして、3月議会に提出するために協議することについて。

委員長 ありがとうございました。

少しお伺いしたいのですが、まず「決定を要する事項の内容」の1の「パブリックコメントに伴う意見等への意思決定について」というのを、もう少し詳しくご説明いただけるとあ

りがたいです。

生涯学習課長 生涯学習課、蓮井です。

恐れ入ります、7ページの中段より下の表を見ていただければと思います。

左側のご意見の要約というのが、いただいたパブリックコメントの内容でございます。まず一つ目、「法との不整合又は抵触についての詳細な説明と責任所在を明確にすることを希望します。」、これに対する市の考え方としましては、「制定時等の精査が足りずご迷惑をおかけしました。今後は随時点検し、適切に対応するよう努めます。」というものでございます。まず、この部分でうたわれておりますのは、市の公民館条例中に各地域の公民館の名前等が明記されていたり、上の社会教育法等にうたわれているものを重複してうたったりというところを直すものがこちらの関係でございますが、その辺りに気がつかなくて、今の段階になったことに対してのご意見でございます。

二つ目でございますが、同じように、公民館を「削除する」というものに対しては、「必要な事項は別に定める」に改正しながら、「別表第2及び必要な事項は、規則又は要綱に移設して明文化することを望みます。」というご意見でございます。これに対する市の考え方は、「安曇野市公民館条例第4条第2項を引用している要綱及び規程については、その要綱及び規程中に地区公民館の規定を定め、明文化します。」ということです。

これは今回、条例の本文中から公民館の名前等がなくなることにつきまして、要綱及び規程の中においてはうたいますということで、明文化するということで説明してございます。

その下、三つ目でございますが、「第5条第1項（職員）を削除した場合、社会教育法第27条第1項の職員構成を採用するのか、しないのか明確にすることを望みます。」というご意見です。今回、「公民館に公民館長及び公民館主事を置く」という文章がございましたが、上位法であります社会教育法の中に「置くことができる」ということがうたわれているということで、この条文は削除するものでございます。

これにつきましては、今申し上げた「社会教育法27条を根拠とし、公民館長、主事、その他必要な職員を配置します。」ということで、市の考え方をまとめてございます。

以上です。

委員長 はい。

それでは、3つの中身があるわけですが、これについてご質問、ご意見、お願いいたします。

では、一つ目のパブリックコメントに伴う意見等への意思決定についてと、二つ目、三つ

目は少し中身が違いますので、最初にパブリックコメントに伴う意見等への意思決定について扱いたいと思います。これはパブリックコメントに対して市としてどのような対応をしていきますということだと思いますが、この意思決定は教育委員会としての意思決定ということになるわけですか。

生涯学習課長 すみません、市の考え方と書いてございますが、基本的には教育委員会としてこういうこととまず決定していただいて、市と協議しながら理事者に上げた後、パブリックコメントへの結論を出していく形になります。

委員長 そうすると、一つ目の意見については、このとおりであるので、今後気をつけていくということですね。それから二つ目については削除をするわけですが、要綱の中に地区公民館の規定を定めて明文化するということですね。それから三つ目についても、削除ということですね。

生涯学習課長 生涯学習課、蓮井です。

第5条に公民館長や主事等を置くという文がございました。これにつきましては、先ほど申しあげましたように、上位法の社会教育法で置くことができるとうたわれておりますので、重複してうたう必要はないということで今回削除いたします。それにつきまして、職員構成等を明確にするというお話がございましたので、内容としては社会教育法を根拠としながら、公民館長、または主事、その他必要な職員を配置しますという形でお答えをしたいと考えております。

委員長 そうすると、要綱または規程の中に盛り込んでいくということですか。

生涯学習課長 これは逆でして、上の社会教育法の中に置くというものがございます。今まで公民館条例の中にも二重でうたわれたということで、今回削除するというごさいます。

委員長 はい。

今のパブリックコメントに対する教育委員会としての対応ということによろしいですね。

もう一つ教えてください。地区公民館というものが、今後は安曇野市の公民館条例の中から全部消えていくわけですね。文言が消えるというふうに理解していいわけですね。分かりました。そうすると、地区公民館の活動については、要綱または規程の中で明記されるということで、実際の地区公民館の運営等については、特に混乱なく進んでいくというふうに理解しておいてよろしいわけですか。

生涯学習課長 生涯学習課、蓮井です。

まず地区公民館についてですが、安曇野市の公民館条例でうたうべきものとして、市の施

設、市がお金を出して建てたもの等は市の公民館条例としてここに明記することが可能ですが、ご存じのとおり、地区公民館につきましては地区の有志の方々の寄附などで建てられたものが多い現状でございます。ほとんどがそうでございますが、地区の公民館というものを市の条例上でうたいながらその中で縛ることは間違いであるという形がまず発端でございます。それに伴いまして、今まで地区公民館に対する活動補助金や、施設の改修等に伴う補助金等も市で出しているわけですが、先ほど申し上げた要綱及び規程の中で、同じような形の運用管理ができるような形で考えております。

教育部長 教育部長、北條です。

条例の中に地区公民館のものまで全部うたっていたものですから、今、課長が申し上げたように、本来の趣旨からすると、そこではうたわないという形です。ただし、建設補助金や活動の補助金に対しては要綱を改正して、引き続きそういうものには影響のない形で整備をしていくということでございます。

委員長 確認になりますが、従来行われていた地区公民館活動などを支援したり高揚したりしていくことは、従来どおり市として積極的に行うということによろしいわけですね。はい、分かりました。ありがとうございました。

続きまして、条例改正案についてですが、ご意見、ご質問をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

委員長 条例改正案についてはよろしいでしょうか。

使用料については、消費税が上がった段階でまた見直しがされるわけですか。

生涯学習課長 今回、この内容につきましては、委員さん方にお示した当時は、27年10月に上がることに合わせて料金等を見直しながら、規定等も正しいものにしていくという形でスタートしておりますが、ご存じのとおり、先日の選挙の前において、29年4月から消費税増税という形になりました。法律として、やはり消費税につきましては適正な転嫁を図るという指示等が来ておりますので、消費税が上がった時点でこの使用料等につきましては見直しが反映していく形になるというふうに考えております。

委員長 分かりました。

それでは、条例改正案、規則改正案については、この方向で進めていただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、異議なしということですので、この方向で進めていただきたいと思います。

◎協議議案第4号 安曇野市地区公民館報表彰要綱の制定について

議案説明 生涯学習課長

議案要旨 今まで地区公民館表彰規定として各地区公民館報の表彰などを行ってきたが、広く周知する目的で、規定ではなく要綱として制定することについて、資料により説明。

委員長 内容的な変更はないですが、規定を要綱とするという提案であります。このことについてご質問、ご意見お願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、異議なしということになります。この方向で進めていただきたいと思います。

◎協議議案第5号 社会教育施設の使用に係る減免団体の登録に関する要綱について

議案説明 生涯学習課長

議案要旨 社会体育施設を使用する各減免団体から提出してもらう申請書等を、登録基準ごとに適切な審査を行うため、様式を変更することについて、資料により説明。

委員長 様式の変更ということですが、質問、ご意見をお願いいたします。

先日、減免団体の見直しというのがありましたが、この中の一連の作業というふうに位置づけてよろしいわけですか。

生涯学習課長 減免団体の内容を今回改定するにあたりまして、実際今の申請書だけでは判断できない部分があるため、今回、27年度分の減免団体の申請書の様式になっております。見直しながら、今後、減免団体の見直し等がスムーズにいけるようにと考えております。

委員長 ありがとうございます。

質問、ご意見よろしいでしょうか。

はい。

教育長 37ページの「所属」欄のアンダーラインのところ、
「学校所属の場合は、部活・社

会体育の別を明記してください。」とありまして、この後、部活動等の指針について話がありますが、この社会体育という表現についてです。新たな指針では、今までのいわゆる部活動の延長としての社会体育はないということで進みますので、この書き方をそれに合うように適切な表記にしていってほしいかと思えます。他にもあるかもしれないので、整合性を図っていくことが必要だと思えます。

以上です。

教育部長 教育部長、北條です。

今、教育長がおっしゃったご指摘はごもっともでございますが、実際にこの様式そのものは27年1月から適用する予定です。学校の部活、社会体育に関して、県の大きな方針は出ていますが、現状としてどうなのかという、このままの明記にさせていただかざるを得ない時期がしばらく続くかと思えます。大きな方針になって新たな形となるタイミングで、ここの文言の修正をまた図っていきたくて考えております。

委員長 よろしいでしょうか。

では、この後の教育長報告にも少し関わってくる中身になりますが、現場で混乱が起こらないように、それから部活動の見直しの趣旨が生かされるように、申請書はまた適宜修正していただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

他はよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 それでは、第5号については、書式の変更等、この方向で進めていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

◎協議議案第6号 「安曇野市美術館美術資料等収集要綱」及び「安曇野市美術資料等選定委員会要領」の制定について

議案説明 文化課長

議案要旨 安曇野市には芸術家などの作品の収集基準が明確に備わっておらず、收受の判断が難しくなっているため、美術資料等の収集方針及び選定委員会の組織化を盛り込んだ要綱等を整備する件について。

委員長 ありがとうございます。

新市立博物館構想が策定されて、将来の構想や理念が明確になった段階でまた見直すということが明記されていますが、それまでの間、どんなふうに要綱や選定委員会の設置をしていくのかなど、ご質問、ご意見をお願いいたします。

では、私から二、三、質問させていただきたいと思います。今、安曇野市の美術館関係の将来を見ていった時に、どのくらいまで受け入れられますか。例えばもう数千点くらいまでは可能か、それともそこまではいかないのか、それから現在寄贈や収集で実際に動いているものがあるのかどうか。それと先般、岸野さんの作品を受け入れる時に、運用についてかなり慎重に考えなければいけないのではないかと、どんなふうに将来活用されていくのかという部分が議論になりました。今回、活用等についてはあまり明確な部分はないですが、その辺について何かお考えがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

文化課長 一点目のどのくらい入るのかという点についてでございます。

現在、安曇野市の豊科近代美術館等で收藏されている作品というのは、彫刻、それから油彩、日本画等々、3,200点余りになっております。そのうち、議会答弁でもありましたが、購入が360点ということでございます。購入自体はいずれも豊科町時代で、合併後はないということでもあります。

私も、新しくできた豊科近代美術館の收藏庫を見てまいりましたが、非常に素晴らしい收藏庫になっております。ぱっと見たイメージでは、どのくらい埋まっているかというのはなかなか分からないと思いますが、まだ3分の1くらいは入りつつあるというような印象を受けております。したがって、例えば物故者のもの全てなどの受け入れ方をしていくと、そんなに遠くない将来、いっぱいになってしまうということがあり得まして、その分やはり選別が必要かというふうに思うわけであります。

それから活用についてですが、安曇野市の美術品の場合、今までほとんど寄贈を受けて、それを展覧会に生かしてきたという形があります。平成18年から寄贈を受けた方の展覧会等は毎年のように行ってきていて、それは收藏物であるので、活用しながらやっていっているという実態は確かにございます。

これからどういう形で美術館を活性化、運営していくのかということは、やはり收藏品をどういう方向で収集していくのかということにも関わってくるというふうに考えています。例えば、宮芳平さんのように、以前、豊科町時代に全部をご寄贈いただいて、それが長い間の時を経て再評価を得て、そして日曜美術館で放送されるような展示に結びついたということもあります。したがって、今、利活用について聞かれることが多いですが、我々や学芸員

を含めて、その美術品を将来にわたってどういうふうの評価していくかというところを見通した上で受け入れていくことが大事なのではないかというふうに考えているところです。

委員長 もう一点ありました。今現在出ている、寄贈の申し出の件数は分かりますか。

文化課長 寄贈申し出は、正式な申し入れではなくて打診なども含めると、恐らく四、五件くらいあると思います。それが全て私どものところに直接来ているとは限りませんので、間接的な打診も含めて、そのくらいはあるのかというところです。その持っている当事者がそういうことを本当に希望しているかどうかという確認はとれておりません。

委員長 ありがとうございます。

これは将来に関わる大きなことでもありそうですが、委員の方々からご意見等ありましたらお願いします。

では、もう一ついいですか。選定委員会は常置していくという考えですか。

文化課長 その辺はまだこれから決めていきますが、収蔵品等の申し出がなければ開く必要がないですし、そうかといって、一つずつ集まるというのもなかなか大変なので、例えば半期に1回や一年に1回など、少しまとめて開催できればいいかというふうに考えております。

委員長 分かりました。

それでは、美術資料の収集要綱を定め、選定委員会の要領を定めていくという方向で提案がありましたが、この方向で進めていただけてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、異議なしということですので、この方向で進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

◎協議議案第7号 共催・後援依頼について

委員長 では、続きまして、第7号の共催・後援依頼についてお願いいたします。

生涯学習課長・文化課長 [資料説明]

・生涯学習課分

No. 160 平成26年度 地域フォーラム「子どもだけのまちを創ろう！ “あるぷすタウン”」

松本大学から後援申請

No. 164 「ありがとう45周年 みんなのサザエさん展」

榊長野放送から後援申請

・文化課分

No. 86 第29回 穂高の秘めたる工芸作家二十人展

穂高神社から後援申請

No. 87 西野優子 ヴァイオリン・リサイタル

西野優子ヴァイオリン・リサイタル実行委員会から後援申請

[後援申請4件について審査]

全て異議なく承認された。

◎報告事項

委員長 それでは続きまして、報告事項に入りたいと思います。

後援依頼の教育長専決分の報告の前に、中学生議会について報告をお願いいたします。

教育長 橋渡でございます。

11月24日、月曜日、勤労感謝の日でしたが、午後1時から4時まで、堀金の議場におきまして中学生議会が開かれました。これは、各中学校から男女2名ずつ、7校で計28名の中学生が、事前に5つの分野に分かれて学習会を積み重ねてきて、この日は大人の議会本番さながらの形で議員席に中学生が座り、私ども市長、副市長、教育長、それから関係部長等が執行部側に座りまして、それぞれ全員から質問を受けました。私どもはそれについて答弁するというような形でございます。

この議会は、若い世代からの発想をできるだけ市政にも反映したいという趣旨で行ったわけですが、本当にそれぞれの生徒がよく市政について勉強し、良い着眼点で発言をしておりました。

私の担当した教育の分野では5名が質問いたしました。特に印象に残ったものを一つだけご紹介しますと、学校給食に関するものがございました。豊科南中学校の生徒が議員として発言しまして、南小と南中は学校が近いのにも関わらず、南部と中部に給食センターが分かれているということで、その辺のところをもう少し集約していったほうが、人件費や食材費等、良いのではないかというような質問、意見でございました。これについては、可能な食数の関係で今はそういうふうに分かれています。今後少子化等で児童生徒の人数が変わっていけば、担当センターが変わっていくということも当然考えられるということでお答えさせていただきました。

この生徒も含めて全員の中学生が、そういった質問をするだけでなく、自分たちがで

きることはしていきたいと発言していたことが非常に印象に残っています。先ほどの給食の関係で言いますと、効率を高めるという視点でそういう質問をしたと思いますが、自分たちも残さずに食べたり食器をきれいにしたり返したりということが、結果的には効率を高めることに役立つと思うし、友達と協力しながらそういったことを進めたいということを語ってありました。ですので、議員のそういった積極的な姿勢に応えるためには、やはり給食を提供する側も、安全・安心はもちろん、おいしい給食、それから地域食材、栄養バランス等々配慮したものを提供していくことに今後も努めたい、やはり中学生がそれだけ自分の体で示したいと言っていることに対して、私も頑張らなければということを強く思わされた議会でした。

本当に若い生徒たちが、議員として建設的な意見を述べていたというのが非常に印象的な中学生議会でした。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

今の件について、委員から何かありますでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

(1) 後援依頼の教育長専決分の報告について

委員長 では、後援依頼の教育長専決分についてお願いいたします。

生涯学習課長・文化課長 [資料読み上げ]

委員長 ご質問ありますでしょうか。専決分について、よろしいですか。

(発言する者なし)

(2) 学校教育課報告

委員長 それでは続きまして、学校教育課報告お願いいたします。

学校教育課長 [資料読み上げ]

委員長 今の学校教育課の報告について、何かご質問等ありますでしょうか。

はい、どうぞ。

内田委員 内田です。

児童館、児童クラブについては、社協に任せていると思いますが、市で関わってくる分というものを教えていただきたいと思います。

生涯学習課長 生涯学習課長、蓮井です。

児童クラブと児童館が同じところでやっていたり、学校の施設の中でやったりしていますが、現在福祉部で行っている場合につきましては、今ご指摘のとおり、社協へお願いして運営等をやっていただくということになっております。今回、78ページ等にもございますが、就学を分岐点として分担を分けていきたいというふうに考えております。その中におきまして、社会福祉協議会等との内容のすり合わせ、また放課後子どもプラン等を実施していくには、施設等の拡充など今後いろいろ時間がかかるものもございますので、その辺の細かいところにつきましては、今後随時進めていきたいというふうに考えております。

教育部長 教育部長、北條です。

少し補足でございますが、今、蓮井課長が申し上げましたように、実際の運営は今、社協に指定管理ということですが、これは引き続き行う予定でございます。今、課長が申し上げましたように、いわゆる児童クラブの受け皿の部分や、児童館の整備、例えば今、小学校4年生まで児童クラブを受けているのですが、国の方針では6年生まで拡大をしていくと打ち出されております。もう一つは今、学校で毎週水曜日にやっている通称わいわいランドの関係ですが、放課後子ども教室と児童クラブの運営の一体化なども考えていってほしいということです。また、新規につくる児童クラブは、基本的にそのほとんどを学校の施設の中、敷地なり教室なりを使えないかということも検討していくということでございます。現状の社協にお願いしている部分はそのままとして、将来にわたる今の幾つかの課題について、いわゆる就学時から教育のほうに所管を移して、それらの幾つかの課題に対して取り組んでいくという形で来年度から体制を変えていきたいということでございます。

内田委員 内田です。

地域の中には混乱している方も多々いらっちゃって、児童館の中で未就園児が出入りし、放課後の小学生も出入りするというので、一緒の施設で行っているため、混乱が見えることもあったり、それから幅広い年齢層が一度に遊ぶということで、危険も伴ったりということなど、いろいろ聞きますので、その辺りの説明がスムーズにいくように整備をしていただけたらと思います。

委員長 今の意見、よろしく願いいたします。

他にご意見ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(3) 生涯学習課報告

委員長 では、続いて生涯学習課、お願いいたします。

生涯学習課長 [資料読み上げ]

委員長 生涯学習課に質問、ご意見等がありましたらお願いします。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(4) 文化課報告

委員長 それでは続いて、文化課お願いいたします。

文化課長 [資料読み上げ]

委員長 文化課について、質問、ご意見お願いいたします。

(発言する者なし)

委員長 よろしいですか。

(5) 図書館交流課報告

委員長 では、続いて図書館交流課、お願いいたします。

図書館交流課長 [資料読み上げ]

委員長 ありがとうございます。

図書館交流課に対して質問、ご意見等ありましたらお願いします。

一つ教えてもらえたらと思いますが、111ページからの報告書について、非常にタイムリーなものが出ていますが、これは市長へ提出されて、どんな扱いになっていくのでしょうか。分かる範囲で結構です。

図書館交流課長 図書館交流課、赤羽でございます。

これは、報告書が出された翌日、市民タイムス等でも若干報道されてございますが、その時市長は、基本的には報告書としていただいたことは十分検討し、できるものは反映させていただきたいというふうにお答えをさせていただいております。私としましては、この後の12月議会で実施計画の補正をいただきましたので、具体的な実施計画に入り、機会を見てまた関係の皆様にもお見せして、ご意見等を調整しながら進めていきたいと考えております。

この三郷支所の報告書につきましては、広さとレイアウトなどのご意見をいただいておりますが、それらについても十分検討していきたいと考えております。

委員長 ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。

お願いします。

宮澤委員 宮澤です。

今、課長から、三郷の交流学習センターについて、設計に入っているというお話がありましたが、先般も設計にあたって、穂高幼稚園で過去の業者の欠陥があったということで今回も相当の補正をお願いしてやった経過があったようです。設計者がそこまでやるからには常識の範囲で試掘などいろいろしなければいけない中身かと思います。したがって、三郷の場合にも、図書館については私も前々からいろいろな話を申してありますが、ぜひ地質、特に耐震に向けた基礎の関係については、目に見えない部分が相当あります。そういうところも設計の段階から慎重に、入札が済んでやってみたら予定外だったなどの結果に出ないように、最初から設計は十二分に監督をしながらあたっていただきたいと思います。

以上です。

委員長 よろしくをお願いします。

他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 それではここまでを公開分といたしまして、以後は児童生徒の区域外通学者、教育長報告については非公開にしたいと思いますので、お願いいたします。

生涯学習課長 すみません、生涯学習課、蓮井です。

先ほど、後援申請で報告いたしました、みんなのサザエさん展でございますが、確認を取りましたところ、申請書の記載誤りということで、3月16日に修正してよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

委員長 分かりました。

(以下、非公開会議)

(6) 平成26年度児童生徒の区域外通学者について

(7) 教育長報告

(2) 学校教育課報告 (一部)

(以後、公開会議)

(8) その他

委員長 他に、報告等はよろしいでしょうか。

では、最近の新聞紙上における教育委員会関連記事の報告については、見ていただきたい
と思います。以上です。

続きまして、今後の日程であります。次回、1月の定例会はどういたしましょうか。

教育部長 教育部長、北條です。

できましたら、26日の月曜日か27日の火曜日のどちらかをお願いをしたいと思います、
いかがでしょうか。

委員長 内田委員、いかがでしょうか、26日か27日。

内田委員 どちらでも結構です。

宮澤委員 26日のほうがいいです。

委員長 26日でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、26日月曜日、時間はいつもどおり1時半から、明科支所ということでよろ
しいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 最後に委員から何かご発言ありますでしょうか。よろしいですか。

(「大丈夫です」の声あり)

委員長 では、事務局へお返しいたします。

◎閉 会

教育部長 どうもお疲れさまでございました。

以上をもちまして、安曇野市教育委員会の12月定例会を閉じさせていただきます。

どうもお疲れさまでございました。

